

20各高福第774号
平成21年3月12日

各務原市介護保険サービス事業者協議会
居宅介護支援事業者部会会長 稲垣 光晴 様

各務原市健康福祉部高齢福祉課
課長 太田 徳生

訪問看護における理学療法士等の訪問が保健師又は看護師による訪問の回数を上回る場合の事前協議について

時下、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、当市介護保険事業にご理解、ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、今回の改定によりこれまで訪問看護ステーションから派遣される理学療法士は、看護の回数を超えてはならないという制限がありましたがこれがなくなります。従いまして平成21年4月1日以降は事前協議不要となりますので会員各位に周知願いたく、よろしく申し上げます。

記

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の判定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） 該当部分抜粋

※改正前

4 訪問看護費（4）理学療法士等の訪問について

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この項において「理学療法士等」という。）による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、保健師又は看護師の代わりに訪問させるという位置付けのものであり、したがって、訪問看護計画において、理学療法士等の訪問が保健師又は看護師による訪問の回数を上回るような設定がなされることは適切ではない。

…

※改正後

4 訪問看護費（4）理学療法士等の訪問について

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この項において「理学療法士等」という。）による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置付けのものである。

…

- ・市指導通知4は廃止します。